

## 第IV章

# 農業政策の展開と農民の対応

本章の目的はZ村がどのような農業政策下におかれてきたのかを明らかにすることである。そのためにまず独立以後の農業政策を概観し、続いてZ村においてそれらがどのように実施されてきたのかについて論ずる。

ネーウィン政権の農業政策の要諦は、(1)農地の国有と耕作権の個人農への付与、(2)耕作権の対価としての供出制度、(3)国家の作付計画に基づく計画栽培制度、の3点に要約することができる。憲法には「すべての天然資源と土地の所有者は国家である」<sup>(1)</sup>と記載されており、農地の所有権は国家に帰属する。そして農民には耕作権のみが付与され、耕作権の移転は国家の一元的管理下におかれる。すなわち、売買、譲渡、質入れ、分割、相続等、一切の個人的な耕作権の移転は法制的に禁じられているのである。耕作権を付与された見返りとして、農民は国家が指定する農作物を、指定された量だけ、指定された公定価格で、国家に供出しなければならない。農村内には農産物の集荷を担当する国家機関によって集荷場が開かれ、農民は自己の負担において農作物を集荷場まで運ぶのである。さらに、農産物の徴発を行う国家の側にとっては、生産段階から管理した方が計画どおりに各種の農作物を集荷しやすくなる。こうして、供出の対象となる「計画作物」と呼ばれる作目が郡ごとに定められ、作付する作物だけでなく、作付面積、品種、栽培方法なども国家によって指定されることになる。こうした栽培強制が、国家による農地の所有を背景にしていることは言うまでもない。以上のように、農業政策の

3本柱は相即不離の関係にあり、一体となって農業に従事する者の経済生活を厳しく制約しているのである。

本章では、まずビルマ式社会主義のこうした農業政策がどのように形成され、どのような意味内容を含んでいるのかについて考察する。そのためには独立直後のウー・ヌ<sup>(2)</sup>政権期（1948～62年）<sup>(3)</sup>にまで遡り、これをネーウィン政権期（1962～88年）<sup>(4)</sup>と対照させつつ議論する必要がある。

そして次に、その農業諸政策がZ村ではどのように機能し、またどのように遵守、変形、あるいは脱法されてきたかを実態調査に基づいて描出する。すなわち、村役人や村人たちの側から農業政策を検討することになる。国家の制度はそのままの形で村人たちに対峙するのではなく、行政の末端と村人たちとの日常的交渉の中でそれは種々の偏向や多様性をもつことになり、「生ける法」としての村の農業諸制度もこのようにして「変形された」国家の制度的枠組を前提として機能しているからである。村人たちが国家の制度と観念するものは、法律の条文ではなく、行政の末端で行われる実際の指導や妥協にほかならない。

以上の二つの作業によって、中央の政策と村民の生活とのギャップあるいは連続性を認識することができ、ビルマ式社会主義という条件下におかれた農村の実態に近づくことができるであろう。

## 1. 農地政策の展開

### (1) ウー・ヌ政権の農地政策

ビルマではイギリスの植民地時代に下ビルマを中心に農民層の分解と農地の不耕作地主への集中が進み、チェティアをはじめとする「外国人」地主の下に農地が集中する傾向が顕著であった、ということはすでに述べた。1948年に独立したビルマは、農地をビルマ人のしかも農業に従事する者の手に取り戻すことを焦眉の課題とし、同年早くも農地国有化法(leyamyeyi nainnganbain

pyùlou'yêi e'ubadei) が制定された。だが、地主勢力の抵抗のために大幅な修正を余儀なくされ、1953年に再度制定された<sup>(6)</sup>。同法に基づいて、非農業者の農地は原則としてすべて、農家についても地目別に定められた保有限度<sup>(6)</sup>を超える農地は国家に収用され<sup>(7)</sup>、農地を持たない農業従事者に再配分された。農地国有化施行法 (leyamyei nainnganbain pyùlou'yêi n'ubadei) によると、農地配分の優先順位は、(1)小作農家、(2)農地保有面積がダドントゥンに満たない自作農家、(3)常雇あるいは季節ごとに長期に雇用される農業労働者の世帯、(4)その他の農業労働者世帯、の順になっている<sup>(8)</sup>。Z村でもこの法律に基づいて農地改革が行われた。なお、現在(1991年)に至るまでこの1953年農地国有化法は効力をもっているが、これに基づく農地改革は58年に頓挫してしまい、以後は同法による農地移転の規制が行われているだけである。

ここで注目すべきことは、農地配分の面積を規定する際に、〇〇エーカー、〇〇ヘクタールといった既成の客観的な面積単位ではなく、ダドントゥンという面積単位を採用したことである。“ドーン”(dōunまたはtōun)は立体物を数えるのにつける助数詞、“トゥン”(htun)とは<sup>まぐわ</sup>稲のことであり、また“ダ”(da)とは数詞の「1」を表す“ティッ”(ti')が軽声化した音である。したがって、ダドントゥンとは「稲一丁」という意味である。これから派生して、農家1世帯(核家族)が稲一丁に代表される農具一式と稲を引く役牛<sup>(9)</sup>1対(2頭)でもって耕作可能であり、生計を立ててゆくのに十分な広さの土地を表す面積単位となった。このような意味内容から容易に看取されるように、ダドントゥンは地力や気候等の自然条件によって地域により広狭の差がある。農地の生産力と農家の再生産を考慮した合理的な面積単位であるということができ、ひとつの問題点を含んでいた。すなわち、「耕作可能である」とか、「生計を立ててゆくのに十分な広さ」といった曖昧な概念に基づく単位であるため、農地改革担当者である村落農地委員会<sup>(10)</sup>の恣意や農村のおかれた社会経済的条件が混入する可能性があるということである。例えば、近隣に位置し農業生産力もほぼ同じであるにも関わらず、一方の村では農地の収用を免れた寺領地が多かったため、ダドントゥンに6エーカーも差が出て

しまった例などがある<sup>(11)</sup>。

ダドントゥンとは核家族世帯の作業適量と農家経済の再生産を基準に決定されるべきものであるが、上記のように社会経済的条件によって偏向が加えられたばかりでなく、ダドントゥンを計算する手続きにおいても問題があった。実際のダドントゥンは、耕作の可能性やそれで生計を立てていけるかどうかを基準にして決定されたのではなく、当時の各農家の耕作面積と粃の保有状況から機械的に決められたのである。説明のために簡単な例を挙げることにしよう。ある村にA, B, C, D, E, Fという6戸の農家があって、Aが7エーカーを、Bが15エーカーを、Cが18エーカーを、Dが20エーカーを、Eが5エーカーを、Fが8エーカーを、それぞれ1ドーン<sup>(12)</sup>、2ドーン、2ドーン、3ドーン、1ドーン、1ドーンで耕作していた場合、6戸の耕作面積の和を、粃(に代表される農業資材と労働力のセット)の所有数の合計値である10ドーンで除した商である7.3エーカーがこの村のダドントゥンとなる。これを厳密には平均ダドントゥン (pyânmyâgyîn dadônhtun) という<sup>(13)</sup>。すなわち、ひとつの村落の配分可能水田面積を村の農民の全粃保有数で除した商が村のダドントゥンとなる。このような手続きを通して、Z村では農地委員会によってダドントゥンは12エーカーと決められた。

農地改革によって農地は自作農あるいは小作農であった農民のものとなった。しかし上記の手続きからわかるように、この農地配分方法は、たとえ結果的にそのようになったとしても、農業従事者に生活上必要なだけ農地を与えるという性格のものではなく、現に耕作している農民たちの耕作面積を平均化するという効果があったにすぎないのである。また、この手続きでは農業経営を行わない、すなわち自作でも小作でもない者は明らかに無視されている。ダドントゥンに近い面積を「農民」に与えることだけが考慮され、「農業労働者」への分け前は最初から用意されていなかったのである。農業労働者への土地の配分を拒否する口実は、配分のための土地が不足であることや彼らが耕作の手段をもっていないことであった<sup>(14)</sup>。

ともかく、農地国有化法実施地域では、農地を配分された農家(配分農家)

も収用を免除された農家(免除農家、ただし農地の一部を収用された農家も含む)も、農地を保有し、生産のために利用し、そこから生ずる利益を享受する権利が与えられた。ただし、売却、譲渡、質入れおよび貸与は原則として禁止された<sup>(15)</sup>。しかし、両種の農家とも農地の分割、交換および相続が認められた<sup>(16)</sup>。そのうえ、配分農家には自己の所属する農業組織に対してなら売却することも認められ、また免除農家には以上の諸権利のほかに、農業者もしくは農業をすると誓約した非農業者にも売却または贈与でき、宗教団体に寄付できる権利が与えられた<sup>(17)</sup>。つまり、農民は農地の使用・収益権はもちろんのこと、処分権もかなり広範に認められたのである。

さて、農地改革によって収用免除あるいは配分された農地に対して農民はどのような権利(所有権か?、耕作権か?)をもっていたのだろうか。この権利については今まで耕作権であるという見方があったが<sup>(18)</sup>、筆者はウー・ヌ政権期の農地改革によって農民に与えられた権利は「所有権」であると考えている。その理由として、第1に、農地国有化法の条文では、収用免除農家も配分農家も農地の「所有権」(パイサイングイン=painhaingwîn)をもつあるいは農地を「所有する」(パインサイディー=painhsaindi)と規定されており<sup>(19)</sup>、耕作権(ロウツパイングイン=lou'paingwîn)という言葉は登場しないこと、第2に、農民自身が、配分農家免除農家を問わず、当時農地改革によって与えられた農地に対する権利を、「パイサイングイン」と呼んでいたこと、第3に、すでに述べたように個別農家に一定の処分権が与えられたこと、第4に、後述するように、ネーウィン政権期になってそれまでの所有権を耕作権に変更するか否かの論議が盛んに行われはじめたこと、が挙げられる。特に第1の理由は、当時農地を配分あるいは収用免除された者が国家によって農地の「所有権」を付与されたことを明白に示している。また、農地改革の行われなかった地域では私的所有権が存続したことはいうまでもない。さまざまな処分禁止条項があるとはいえ、それらは不耕作地主に再び農地が渡るのを防止するためのものであって、私的所有権の確立を妨げるものではなかったのである。こうした私的所有権に基づいて、Z村の農地委員会は農業者に対す

る農地の売却や譲渡を原則的に許可（法律では“原則として禁止”であるにもかかわらず）していたという。1953年農地国有化法によって農家に与えられた権利は、制限付きの所有権であったといつてよい<sup>(20)</sup>。

このように農地は農民にとって自分の所有物であると観念されたうえ、政治的混乱のため中央政府の政策が地方まで及ばなかったので、農地国有化法の実効力は乏しく、実際には農地の処分だけでなく賃貸借も自由に行われていたようである。またZ村には、非農業者に売却する者や、農地の名義を宗教団体に移してこれを隠れ蓑に農地を小作に出しつづける者がいた。

## (2) ネーウィン政権の農地政策

ウー・ヌ政権下での農地改革は、民族紛争や政党間の抗争などの政治的混乱<sup>(21)</sup>や地主の抵抗のために遅々として進展せず、1958年には内戦のためについに頓挫してしまった。1962年3月にネーウィンがクーデターによって政権を奪取した当時、農地改革が行われた農地面積は、農地改革対象面積の17%、ビルマの全農地面積のわずか6%にすぎなかった<sup>(22)</sup>。彼の率いるビルマ革命政府は、ビルマ式社会主義の名の下、商工業部門の国有化を強行する一方、農業従事者には農地の再配分を徹底化することを約束した。1962年中にネーウィンは農地の再配分を遂行するという主旨の演説を何度も行っている<sup>(23)</sup>。しかし、ネーウィン政権は農地改革を棚上げにしたまままず二つの農地に関する法律を公布する。1963年3月に公布された「小作法」(thízā hcāntāyēi ubade)と「農民の権利保護法」(taundhu ledhamā ahkwīnayēi kagwedhī ubade)がそれである。小作法は、

(1)地主は小作人を選ぶ権利を持たず、政府(実際には農地委員会：筆者注)が

小作人の選定を行う(第3条)

(2)小作料はこの法律によって作物ごとに定められる(第4条第1項)

(3)小作料の支払いは現金によるものとする(第4条第2項)

(4)又小作は禁止する(第10条)

等を主な内容としている。また同時に公布された農民の権利保護法では、農

民の借金の形に土地、農具、家畜、収穫物などを差し押さえたり取り立てたりすることおよび借金不払いを理由に営農を妨害するような行為をすること、をあらゆる債権者に対して禁じている(第3条)。このようにして、「耕作する者」に対する国家の保護が手厚く行われることになったが、「耕作する土地」を平等に配分する農地改革の実行についてはこの時点では曖昧にされたままであった。

成立初期の革命政府は、農業政策立案の一助とするため、農民ゼミナール(taundhu ledhamâ hnihnôhpâhlebwê)を各地の農村で開催しており、会議では農地改革の問題も採り上げられている。そこでのネーウィンの演説をはじめとする種々の議論は、農地改革に対する政府の態度の変遷を知るのに参考になる。上記の二つの法律の公布に先立つ1962年の大晦日から正月にかけて、ザガイン(zagâin)郡のオンドー(ôundô)村で行われた農民ゼミナールでは、農地改革の必要性については強調されたが、その具体的な実施方法については論じられていない<sup>(24)</sup>。続いて1963年1月末にヒンダダ(hindhadâ)郡ドゥヤー(dûyâ)村で開かれたゼミナールにおいても、土地制度の問題について多くの意見が出されたが、ネーウィンは具体的な対応策に関しては何も言及していない<sup>(25)</sup>。ネーウィンがようやく農地問題に触れたのは、小作法と農民の権利保護法が公布された後、1963年7月初めに開催されたチャウパダウン(cou'padâun)郡ポパ(pou'pâ)村での農民ゼミナールにおいてである。彼は、農家1世帯あたり10エーカーほどの農地が必要であるが、地域や地目によってこの大きさが異なるのでどのように分けても必ず不満が出る、と述べ、農地問題を病名はわかっているが薬のない病状に例えている<sup>(26)</sup>。そして、翌1964年3月に行われたタウングー(taunngu)郡カバウン(hkabâun)村での農民ゼミナールでの彼の演説はさらに後退したものとなる。ここでもネーウィンは1世帯あたり10エーカーの農地の必要性を再度強調してはいるが、人口に対して農地が希少であることを力説し、農地を持たない者には新田開発によって農地を与えるようにしたいと述べ、農民が現実に耕作している農地を国有化し再配分することには消極的な姿勢を示している。またこのゼミナ-

ルにおいて彼は、農民に農地の所有権を与える (apain pè) か耕作権 (lou' paingwin)<sup>(27)</sup>を与えるかについては考慮中であり、耕作権を与えた場合にその相続を認めるか否かについても勘考しているところである、と述べている<sup>(28)</sup>。すなわち、ここでは農地の再配分の問題と農民の農地に対する権利の問題が「農地問題」として一緒に語られており、前者を後者によってすり替える伏線を垣間見ることができる。

結局、革命政府は農地の再配分は行わず、小作人の耕作する権利を国が保証することによって、地主、自作農、小作農の区別を有名無実化し、農民の不満を解消していくという手段を採用する。その具体的方策として小作料の撤廃が考案され<sup>(29)</sup>、これは1965年4月5日の小作法改正によって現実のものとなった。この改正によって、地主は自らの小作人を選択できないだけでなく、小作料も受領することができなくなり、自作農と小作農の区別は実質的になくなった。だがそれにとどまらず、この法律改正は自作農の所有権を否定することまで意図したものであった。すなわち、その後小作法が拡大解釈され、それまでは農地の私的所有権が重視されてきたが、以後は農地の耕作権が所有権に優先し<sup>(30)</sup>、農民の耕作権と国家の所有権の間に、地主や自作農の「ウーパインパウクウィン」(úpainpau'hkwin) と称する「所有を表明する権利」を認めるが、それは農民の耕作権の下位に位置するものである<sup>(31)</sup>、となっていったのである。これはただちに、「あらゆる農地は国に帰属することになり、私的所有権は完全に解消され、農地耕作権に限り承認されることになり、農地は耕作者に限りこれを利用することができる」<sup>(32)</sup>、と認識されることになった。こうして地主の私的所有権は形式的にも実質的にも否定され、国家が直接農民を掌握し収奪する体制が、ネーウィン政権確立初期の段階で整えられていったのである。一方、原則として耕作権は小作法実施時に当該農地を自作や小作として耕作している者<sup>(33)</sup>にだけ認められたので、ほとんどの農業労働者は耕作権を与えられなかった。こうして国家の小作人になることができた者とできなかった者、すなわち経営農地のある農民とそれが無い農業労働者という二つの階層が固定化してしまうことになったのである。



小作法が具体的に実行される過程において、地主とその小作人は村落農地委員会に登録され、その台帳は「ティザー・フマッポンティン」(thizâ hma' -pountin=小作人登録帳)と呼ばれた。当初耕作者としては小作人が登録されただけであったが、Z村では1965～66年頃から自作農も登録されることになった。後述する計画作物の作付強制と供出制度の導入のために、すべての農民を掌握する必要から、小作人登録帳が利用されることになったものと思われる。小作人登録帳の呼称は、後に述べるように、国家と農民との栽培契約の台帳の通称として調査時にも農民の間で使われていた。こうして農地を配分する権利や利用形態を規制する権利を国家が一手に握ることによって、耕作権の概念がしだいに農民の間に根付き、「農地を耕作する者のみに耕作権を」<sup>(34)</sup>という原則が定着していったのである。

第14表は1970/71年度<sup>(35)</sup>までの自作農 (owner cultivator) と小作農 (tenant) の戸数と面積を示したものであるが、小作料の撤廃は小作農家数や小作面積に対して何の影響も与えていないばかりか、小作農家数も面積も増加傾向にあることが読みとれる。これは小作法が地主制の撤廃に役立たなかったことを示しているのだろうか。この問題は今まで指摘されながら何の解答もなされたことがなかった<sup>(36)</sup>が、この表は以下のように解釈することができる。す

第14表 ビルマにおける自作・小作別農家数および経営面積の変動

	自作農			小作農		
	農家数 (戸)	面積 (エーカー)	1戸あたり面積 (エーカー)	農家数 (戸)	面積 (エーカー)	1戸あたり面積 (エーカー)
1961/62	1,773,661	8,888,404	5.01	1,011,954	6,959,041	6.88
1964/65	2,024,127	9,922,543	4.90	1,152,357	7,610,966	6.60
1965/66	1,997,787	9,912,976	4.96	1,152,980	7,580,144	6.57
1966/67	2,133,262	10,292,870	4.82	1,197,336	7,620,912	6.36
1967/68	2,640,145	13,399,930	5.08	1,464,928	9,298,803	6.35
1968/69	2,780,474	13,600,873	4.89	1,511,021	9,449,134	6.25
1969/70	2,788,167	13,618,864	4.88	1,543,273	9,468,722	6.14
1970/71	2,766,237	13,462,726	4.87	1,593,732	9,671,288	6.07

(出所) Ministry of Planning and Finance, *Report to the People by the Government of the Union of Burma on the Financial, Economic and Social Conditions for 1972-73* (Rangoon : Central Press, 1973), pp. 120-121.

なわち、これまでの行論から、同表における小作地や小作農の増加は農地委員会によって小作地の配分が精力的に行われた結果であるといえるのである。この配分過程においては「ウーパインパウツ」すなわち「所有の表明」が行われるので、公式に認められた自作地や自作農も当然増加することになる。しかし、もはやこのような自作農はかつてのそれと異なり、国家の小作人としてかつての小作農との区別がしだいになくなっていった。ただし、統計上は自作農に与えた耕作権と小作農に与えた耕作権が区別されて表示された<sup>(37)</sup>。つまり、第14表における自作および小作の農家数や面積の増加は、「耕作する者のみに耕作権を」という原則が徹底化されていった過程を表しているのである。1970/71年度を最後に、以後こうした自作・小作別の統計は公表されていないが、それこそ自作と小作の区別がなくなった証左である。

ところで、耕作権の私的移転はウー・ヌ政権期にも増してネーウィン政権下では厳しく禁じられている。農地耕作権の売却、譲渡、質入れおよび貸与は、1953年農地国有化法に基づいて禁止されている。問題は、同法では認められている分割と相続である。同法には矛盾とも思える部分があり、第4条では、本法およびその関連法に添わないような農地の質入れ、売却および他の方法での農地の移転もしくは分割を禁じている（下線は筆者が記入）にもかかわらず、第9、10条では、農地の分割、交換および相続が認められているのである。ただし、第4条に従えば、第9、10条が優先することは明らかであり、ウー・ヌ政権下ではもっぱら9、10条が適用された。しかし、ネーウィン政権期になると第4条がことさら強調されるようになる。分割については1970年の中央農地委員会布告によって、農地国有化法第4条に基づき売買や質入れと同様に禁止であることが明言されている<sup>(38)</sup>。また相続については、農地国有化法第4条にある他の方法での農地移転に入るものと解釈されている<sup>(39)</sup>。こうした農地国有化法のいわば拡大解釈によって、ネーウィン政権下では耕作権の管理はすべて国家が行うという原則が打ち立てられ、この原則のもとでは相続も含めていかなる私的処分も認められる余地はなくなったのである。すなわち、1965年の小作法改正以降、農民に農地の処分権はま

まったくなく、耕作不能になったら農地を国家に返却し国家がその耕作権を再配分することが建て前となっている。しかし、実際には私的な農地耕作権の処分が広範に行われている。その実態については、本章と次章で後述することにしよう。

以上述べてきたように、結局ウー・ヌ政権もネーウィン政権も農業労働者を含むすべての農業従事者に農地を配分するような徹底的な農地改革は行わなかった。米をはじめとする農産物の輸出で獲得した外貨で原材料や生産財を輸入して工業化をはかるという経済発展政策をビルマが採った以上は、それも仕方のないことであった。イギリス植民地統治下で米の輸出基地に特化させられてしまったビルマは、独立後も外貨取得の方途を米の輸出に頼らざるをえなかった。したがって、農地改革による生産者への農地の平等な分配と同時に、生産レベルの維持・向上にも配慮しなければならなかった。そのため、農業資本をまったく所有しない農業労働者に農地を分配するといった、効率を無視した平等化政策を採る余裕がなかったのである。

## 2. 供出制度の変遷

### (1) ウー・ヌ政権期の粃米買上げ制度

英領時代のビルマは、帝国主義下の植民地間分業の結果として米とチーク材の生産と輸出に特化させられた。米の国内流通過程にはインド人や中国人が進出し、大精米所や輸出業はヨーロッパ人が掌握しており、生産を担うビルマ人小農たちは、彼ら「外国人」に従属し収奪されていた。したがって、米の流通過程のビルマ化（流通機構をビルマ人の手に取り戻すこと）は、農地改革と並ぶ、独立ビルマの焦眉の課題であった。独立後のビルマの米輸出は、1940年前後の年平均350万トンから150万～200万トンに減少したものの、輸出総額の70%前後を占め、国家経済の屋台骨を支えていたからである。「外国人」商人に代わって米取引を行うために、独立に先立つ1946年に設立されたのが、

農産物販売庁 (nainngando kau'pêthihnan yâunweyêi ahpwê, 英語名, State Agricultural Marketing Board, SAMB) である<sup>(40)</sup>。その設立目的は、第1に、「外国人」輸出業者の手からすべての農産物輸出入業務をSAMBに移管すること、第2に、米輸出によって得た外貨を経済発展のために用いること、第3に、米価の安定をはかり農民の生活を安定させること、第4に、低消費者米価により賃金の騰貴を防止し、経済の発展をはかること、であった<sup>(41)</sup>。植民地時代に米の過剰輸出のために国内の飢餓や反乱を招いた経験から、輸出促進だけでなく国民生活の安定もSAMBの事業によって同時に達成しようとしたのである。

SAMBの米および粃の集荷活動は、農民→粃仲買人→精米業者→SAMBという旧来の下部流通構造をそのまま利用した精米買付けと、1951年に導入された農民や農業協同組合からの粃の直接買付けの二つの方法によって行われた<sup>(42)</sup>。米の輸出業務を掌握した政府は、これを梃子として旧来の流通機構を切り崩そうと後者の方法を推進し、1950年代半ばには粃の直接買付けが過半を占めるようになったが、60年代になると逆に前者の取扱量が後者の2～3倍にもなってしまった<sup>(43)</sup>。SAMBの時代を「精米所時代」<sup>(44)</sup>というように、旧機構が並行的に残存し、この一掃にはネーウィンの強権政治を待たなければならなかった。また、SAMBの買付けは輸出用と軍人の飯米用にほぼ限られており、その集荷量は全生産量の半分弱を占めるにすぎず、残りの国内消費用の粃米の流通は「外国人」を含む民間業者の手にゆだねられていた。つまり、全面的にSAMBの独占となったのは輸出のみで、輸出用の粃や米の集荷、加工および貯蔵の一部や、国内消費米の全流通過程は依然として従来の流通機構によって担われていた、というのがウー・ヌ政権期の米流通の特徴である。

SAMBのもうひとつの重要な任務は米価の安定をはかることである。これは、供給者側の価格については、SAMBが買い上げる粃や米の価格をSAMB自身が設定するという方法で行われた。この価格統制の目的は、国内の物価安定をはかると同時に、国内米価を国際価格より低く抑えて差額を財政収入

とすることにある。ただし、価格統制の対象は全生産量の半分でしかないSAMB取扱いの粳や米のみで、残りの半分を占める国内流通粳米は統制外におかれた<sup>(45)</sup>。また、消費者米価については、SAMBが必要に応じて手持ちの米を小売市場に放出するという手段によって米価をコントロールするという手段が採られることになっていた。しかし、バッファー・ストックがあまりに少量であったせいも、実際に放出されることは稀であったという<sup>(46)</sup>。つまり、農家売渡し価格に関しても、消費者米価に関しても、政府の価格コントロール装置は十全のものではなかったといえる。一方、SAMBの買上げ価格は粳価も米価も1948年にパリティ方式によって当時の市場価格に近い値で公定され、59/60年度まで据え置かれたままであった。その間に物価の変動があったならば、価格コントロール装置の不完全性のために、農家が粳仲買人や精米所に売り渡す粳価格（以下自由販売価格）は公定買上げ価格（ネーウィン政権期には供出価格）から乖離して上昇するはずであるが、1948年からの十数年間、消費者物価指数はほとんど変化しなかった<sup>(47)</sup>ので、第8図にみるように、粳の自由販売価格も米の小売市場価格も安定しており、またそれらの価格は輸出価格よりもかなり低かった。

## (2) ネーウィン政権の供出政策

ネーウィン政権は、成立直後の1962年中はウー・ヌ政権の米買付け制度を踏襲して、精米所を通じて市場価格に近い価格で米の買付けを行った。しかし、1963年1月にSAMBをビルマ連邦農産物販売庁(pyidaunzū mynmanainngan kau'pèthihnan yāunweyēi ahpwè。英語名、Union of Burma Agricultural Marketing Board, 以下UBAMB)<sup>(48)</sup>に改組した直後の2月8日にUBAMBを通じて布告を公布し、精米所や米商人の活動は63年末までのみ許可するものとし、64年からは国家のみが米取引を行う方針を公にした<sup>(49)</sup>。この布告に基づき、同年12月26日、革命政府は米の他にマッペ（豆の一種）、タバコ、ジュート、綿花など計12品目を国家統制品目とし、UBAMBのみがこれらの農産物を取り扱うという布告を公布した<sup>(50)</sup>。農民は国家以外には農産物を販売で

きないので実質的な供出制度の導入である。こうして、ネーウィン政権成立当初にして、重要な農産物は国家が農民から直接買い上げるというシステムが作り上げられていった。農産物の供出制度は上記の布告により1964年から実施されるが、同年9月、革命政権の交易振興省は、「いかなる農産物であろうと、政府が重要と定めたものは政府のみが買付けその他の取引を行う」という主旨の布告を公布し、さらに農産物の統制を強化する方針を明らかにした<sup>(51)</sup>。さらに、1965年8月には国家統制品目が水産物にまで拡大される<sup>(52)</sup>。このような過程を経て、1966年には1月6日の布告、そしてそれを改正した9月27日付けの布告によって、専ら国家が購入、運搬、加工、貯蔵、販売等を行う21品目の農産物<sup>(53)</sup>がほぼ最終的に決定されるのである。ただし、すべての供出品目が全国一律に適用されるのではなく、地域農業の特性を勘案して品目ごとに供出指定地域が設定された。したがって、例えば砂糖きび供出指定地域以外で砂糖きびを生産しても供出の対象とはならない。

取引量も供出指定地域の範囲も圧倒的に大きいのは米(粳)である。国家統制の中心はあくまでも米であり、他の農産物は米からみたら付随的なものでしかないともいえる。特に、米の単作地帯である下ビルマのデルタ地域は、その他の地域と比較すると市場に自由に販売できる農産物が著しく少ないので、国家にとっても、農民にとっても、農産物販売の問題は米の供出問題に集約される。Z村もそのようなデルタの村のひとつである。

こうした国家による独占的買付けの主要目的は、第1に、民間取引に関わる冗費を省き、消費者の負担を軽減すること、第2に、資本のビルマ化の一環として、依然として強い影響力をもっている「外国人」資本家を流通機構から排除し、国有化を進めて社会主義経済建設を推進すること<sup>(54)</sup>、第3に、農産物の輸出を国家が独占し、外貨による歳入の増加をはかること、である。なかでも第3番目の目的は非常に重要であり、それは上述の1963年2月8日の布告において、米や粳の国家による直接買付けは翌年に引き延ばしたものの米の輸出については直ちに国家独占としていることから、その緊急性が推察できる。

以上述べたように、ネーウィン政権の農産物供出政策は1966/67年頃に確定されてくるが、これはちょうど土地制度が確立された時期でもある。後述するように、計画栽培もこのころから実施されており、1966/67年度をネーウィン政権の農業政策の体系が一応の完成をみた年であるといつてよいであろう。

ネーウィン政権になって、それまでの精米所を通じての間接買付けが廃止され、農家からの直接買付けのみになったが、1960年代には個別農家や個別の圃場ごとに供出量が定められるようなことはなかった。すべての余剰米を国家に売却するような指導が行われたものの、制度的には農民の「任意の意志」による国家への販売を旨としていた<sup>(55)</sup>。こうしたいわばいいかげんな供出制度が改編されたのは、ビルマが軍政から共和制に移行した1973/74年度のことである。この年から作付面積と生産性に応じて公定価格で供出すべき量が規定されることになった。AFPTC（農産物交易公社）から作付面積とエーカーあたりの収量（単収）によって決まる粳米供出表が農民に提示され、この表の定めにしたがって、各農民は自らの責任とコスト負担によって、粳米を村の供出場まで運搬して行き、AFPTCに指定量を売却する。そもそも供出義務量が高めに設定してあるため、自家飯米や労働者への現物払いを控除したら、一般の農民の手元にはほとんど米が残らなかったが、供出後の残りの粳米を自由市場<sup>(56)</sup>へ販売できる農家もあった。この粳米供出表の考案によって、名実共に強制供出制度（*mayâun maneyà sani*）が確立したわけであるが、この供出表には大きな問題点があった。

その問題点とは、粳米供出表による供出割当が、作付面積の大きい大規模農家ほど有利で、小規模農家に不利であるということである。第15表は、供出表どおりに供出義務を果たした場合の供出率（供出量÷収穫量）と供出後の残余粳量を、単収が1エーカーあたり28バスケット<sup>(57)</sup>と35バスケットの場合について示したものである。表から明らかなように、作付面積が大きいほど供出率は高くなるものの、供出後の残余粳の量も格段に多くなる。さらに、第16表は1974/75年度から76/77年度にかけて使用された粳米供出表の抜粋であり、太字の数値はすべて総収穫量が420バスケットである場合の供出義務量

第15表 単収が28および35バスケットの単位の供出率と残余稲量

作付面積 (エーカー)	エーカーあたり収量					
	28バスケット			35バスケット		
	供出量 (バスケット)	供出率	残余稲量 (バスケット)	供出量 (バスケット)	供出率	残余稲量 (バスケット)
10	101	0.361	179	159	0.454	191
11	115	0.373	193	179	0.465	206
12	130	0.387	206	200	0.476	220
13	145	0.398	219	221	0.486	234
14	160	0.408	232	242	0.494	248
15	188	0.448	232	281	0.535	244
16	204	0.455	244	304	0.543	256
17	220	0.462	256	326	0.548	269
18	236	0.468	268	348	0.552	282
19	252	0.474	280	370	0.556	295
20	271	0.484	289	397	0.567	303
21	286	0.486	302	418	0.569	317
22	302	0.490	314	441	0.573	329
23	319	0.495	325	463	0.575	342
24	335	0.499	337	486	0.579	354
25	351	0.501	349	508	0.581	367
26	367	0.504	361	531	0.584	379
27	383	0.507	373	553	0.585	392
28	399	0.509	385	576	0.588	404
29	416	0.512	396	598	0.589	417
30	432	0.514	408	621	0.591	429

(注) (1) (供出率) = (供出量) ÷ (収穫量)

(2) (残余稲量) = (収穫量) - (供出量)

(出所) 斎藤照子「ビルマの稲米供出制度と農家経済——チュンガレー村の事例——」  
 (『アジア経済』第20巻第6号, 1976年6月), 26ページの付表に掲載されている,  
 1974/75 ~ 76/77 年度の稲米供出表より算出。

を示しているが、総収穫量が同じであっても供出義務量はエーカーあたり収量が大きく作付面積の小さい農家に重いことがわかる。稲米供出義務量は規模が小さく生産性の高い農家ほど重く、逆にエーカーあたり収量が低く耕作面積の大きい農家には軽いのである<sup>(58)</sup>。すなわち、この供出表にしたがって供出すると、大規模農家ほど自由市場で売れる稲米の量が多くなり、耕作規模による所得格差を助長することになる。

この稲米供出表の問題点を別の角度からみるならば、エーカーあたり収量を上げても供出義務が重くなるだけということであり、これは農民の生産性



第16表 粳米供出表抜粋

		エーカーあたり収量→ (単位：バスケット)			
		21	28	35	42
作 付 面 積 ↓	10			159	216
	12			200	
	15		188		
	20	144			

(出所) 第15表と同じ。

向上意欲を失わせることになる。第16表の数値例によると、作付面積10エーカー、単収が35バスケットの農民の供出義務量は159バスケットであるが、生産性が上がって単収が42バスケットになると216バスケットの供出義務量、生産性はそのまま耕作面積が12エーカーになると200バスケットの供出義務量となつて、供出表は生産性の向上よりもむしろ農地拡大の意欲を刺激するという性格をもつことがわかる。この結果、生産性向上の努力は国家によって担われることになり、後述するように、HYV(高収量品種米)は国家による作付強制という形で導入されることになるのである。

共和制施行とともに鳴物入りで導入された粳米供出表であったが、2、3年後には早くも矛盾が露呈された。供出義務を満たすために自家飯米や種粳を切り崩したり農具を売り払ったりせざるをえない者が出てきて、農村部に不穏な空気が漂いはじめたのである。そこで政府は供出表による粳米の徴発をやめて、労賃、自家飯米、種粳、寺院への喜捨等に充てた粳量を控除して、残った粳をすべて供出させるという制度に切り替えることにした。この制度は1977年10月に公布され、77/78年度から実施されることになった。しかし、農民に必要な粳量を算定することが困難なため、現場では中央から割り当てられる供出目的量に応じて各農家の作付面積ごとに供出量を決めていたようである。例えばZ村では、作付面積10エーカー以下は1エーカーあたり15バ

スケツト、10～20エーカーはエーカーあたり20バスケット、20～30エーカーは25バスケットという供出割当であった。この制度が導入されてまもなく全国的にHYVが導入され収量が急激に上がりはじめた<sup>(69)</sup>ので、この制度は以前の制度よりも農民にとっては有利であった。HYV栽培を定着させるために生産性向上意欲を刺激する目的にも、この制度は幾分か貢献したものと思われる。ただし、この制度のもとでも、大規模農家ほど供出後の残余米(粃)が相対的に多かった。

このような簡便な制度がとられたのも束の間で、1984、85年頃からしだいに「残った粃はすべて供出する」という原則が徹底されるようになった。筆者の調査時にはHYVによる生産性の向上分を国家が効果的に吸収するため、1977年に制定された供出制度がさらに厳しく改訂されて施行されていた。すなわち、政府の指定した収穫されるべき粃米量から、これも指定された自家飯米、種粃、損失および労賃分を差し引いた「残余粃」量に応じて、粃米供出表(以前のものと別)によって定められた供出量を、公定価格で国家に納めなければならなくなったのである。第17表の数値例は、Z村の典型的農家の例を示したものである。政府の算定どおり700バスケットを生産すると、必要粃194バスケットを控除した後430バスケットを供出しても76バスケット余る(a)。これはパンザー(pânza、お疲れ米)と呼ばれており、自由に処分できる。生産性向上に努力して750バスケットを生産すると、増産分の半分は供出しなければならず、あとの半分の25バスケットが手元に残る(b)。ところが、天候不順などで収穫量が650バスケットに落ちると、実際の残余粃は456バスケットで供出表によると385バスケットが供出義務量になるはずである(c)がそうはならず、(a)式で算出される(机上の)残余粃量に供出義務がかかってくる(c)。すなわち、余剰は国家が吸い上げ、リスクはすべて農民が負う、という仕組みである。この収穫されるべき粃米の量は地域によって異なり、例えば筆者が調査した上ビルマのティンダウンジー村のように、計画値が1エーカーあたり85バスケットと異常に高く設定されると、60バスケットしか生産できなかった農家は必要粃のほとんどを供出させられ2バスケットしか残らず

第17表 粳米供出の数値例

- (仮定) 1. 耕作地が12a (うち, 特別高収量米4a, 普通高収量米6a, 普通米2a)  
 2. 夫婦と子供4人  
 3. 雨期雇い1名

収穫されるべき量 (Y)	= 75 × 4 + 55 × 6 + 35 × 2 = 700 (bsk)
自家飯米 (C)	= 15 × 6 = 90 (bsk)
種 粳 (S)	= 3 × 12 = 36 (bsk)
損 失 (L)	= 1.5 × 12 = 18 (bsk)
労 賃 (W)	= 50 (bsk)

残余粳 (理論上) (R) = Y - (C + S + L + W) = 700 - 194 = 506 (bsk)

	生産量	必要粳	残余粳	供出量	パンザー
(a)	700	194	506	430	76
(b)	750	194	556	455	101
			(506 + 50)	(430 + 25)	(76 + 25)
(c)	650	194	456	385	71
(c')	650	194	456	430	26
	(85bsk/a の計画目標の場合)				
(d)	1,020	194	826	718	108
	(85 × 12)				
(e)	720	194	526	718	-192
	(60 × 12)				

(注) a : エーカー, bsk : バスケット。

(出所) 第7表と同じ。

(e), 自家飯米は購入せざるをえない。Z村では数値例のように, 特別高収量米, 普通高収量米および普通米<sup>(60)</sup>のエーカーあたり収穫指定量は, それぞれ75バスケット, 55バスケット, 35バスケットであった。ところが実際のエーカーあたり収量は40バスケット前後であり, どの農家にも供出負担が重くのしかかっていた。筆者の調査はこのような時期に行われたので, 農地を増やしたいという農家はまったくおらず, もう農業をやめたいという農家もあった。

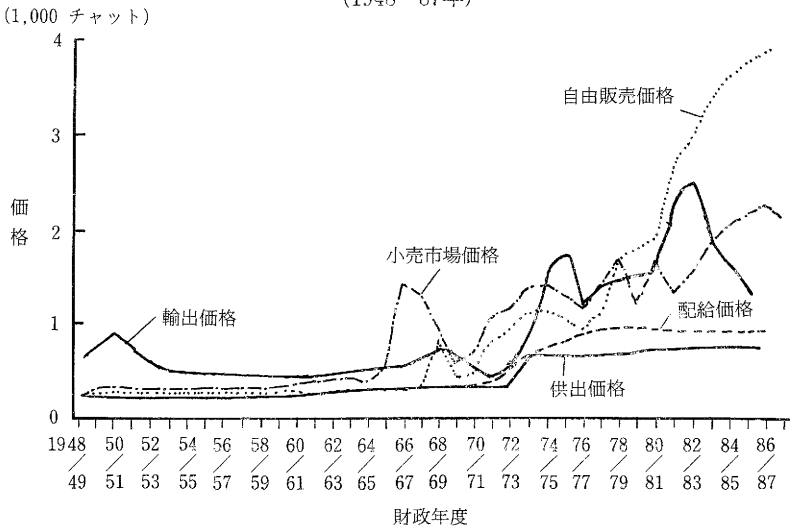
### (3) 供出量と価格の変動

以上述べてきたように, ウー・ヌ政権期もネーウィン政権期も, 国家の代理機関が粳や米を購入し, 国内市場に安価に供給して民生の安定をはかると

ともに、米を輸出して獲得した外貨をもって経済建設を推し進めるという基本方針は同一である。そしてそこにおいては、供出量の確保と国内米価の安定が具体的な政策目標となる。そこで、以下第8、9、10図を参照しながら米(粳)価の変動と供出量の関係を両政権期に亘って概観してみることにしよう。

先述のように、ウー・ヌ政権期には公定買上げ価格(以下、供出価格)<sup>(61)</sup>と農家が粳仲買人や精米所に売り渡す粳価格(以下、自由販売価格)の乖離が小さかったため、第10図に示すように、前者の後者に対する比(以下、公私価格比)は大きな変化を示していない。公私価格比は1950年代を通じて0.9前後に保たれているが、この程度の価格差は当時の粳価の季節変動の範囲内<sup>(62)</sup>であ

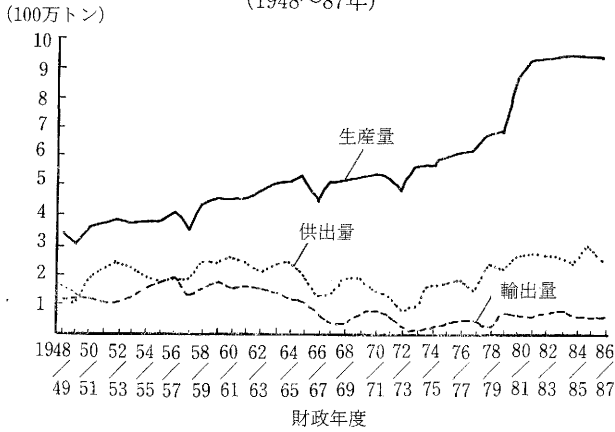
第8図 ビルマにおける米価の変動(精米1トンあたり)  
(1948~87年)



(注) 1977/78年度以降の「自由販売価格」は端境期の米価であるので、異常に高くなってしまっている。

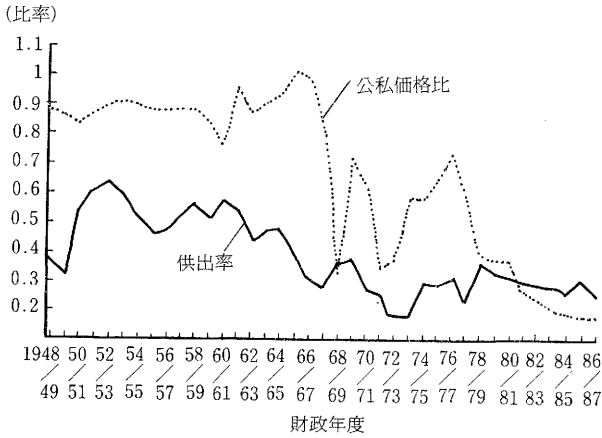
(出所) Tin Soe and B. S. Fisher, "An Economic Analysis of Burmese Rice-Price Policies," in *Myanmar Dilemmas and Options; The Challenge of Economic Transition in the 1990s*, ed. Mya Than and J. L. H. Tan (Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 1990), pp. 121-123, 127-128,より作成。

第9図 米の生産量・供出量・輸出量  
(1948～87年)



(注) 生産量と供出量は換算率67%で精米換算。輸出は精米。  
(出所) 第8図と同じ。

第10図 供出率と価格



(出所) 第8図の原表より計算，作成。

り、農民にとっては政府に売るのも商人に売るのも大差はなかったものと思われる。そこで、1948/49年度から61/62年度までの公私価格比を $X_t$ 、供出率（供出量÷生産量）を $Y_t$ として、単回帰模型を作ると以下を得る。

$$Y_t = 0.589 - 0.089X_t$$

(1.21) (-0.15)     $n=14, R^2=0.046, D.W.=0.834$ , 係数は5%の有意水準で有意ではない。

$n$ はサンプル数、 $R^2$ は決定係数、 $D.W.$ はダービン・ワトソン比であり、かっこ内は  $t$  値である。この式から公私価格比と供出率は無相関であることがわかる。公と私の価格に大きな差がなかったので、SAMBの買上げと自由市場（この期には合法であった）との区別を農民が強く意識することはなかったのである。

公私価格比が下落傾向を伴って大きく変動し、供出率が下落しはじめるのはネーウィン政権期に入ってからである。ここでは、ネーウィン政権期の価格と供出率の変動を、1962/63年度から65/66年度までの流通国有化期（第1期）、66/67年度から78/79年度までの生産停滞期（第2期）、79/80年度から86/87年度までのHYV普及期（第3期）の3期に分けて考察してみる。

第1期は、すでに述べたように、米流通の国家独占が進み、従来の流通機構が解体されていった時期である。革命政府は農民の支持を得るためと農産物流通の国有化を推進するために買上げ価格を若干引き上げたので、公私価格比は上昇した。それにも関わらず供出率が急減したのは、それまで政府と農民の間に入って粃や米を集荷していた仲買人や精米所の米取引を禁止したものの、国家の集荷能力がこれに十分代替することができず、供出量がかえって減少してしまったためである。

第2期は、生産性および総生産量の伸びが停滞<sup>(63)</sup>する中、粃米の強制供出制度が強化され定着していった時期である。1966年は気候不順による不作の上、米どころのデルタ地域での反政府活動が活発化したため、政府は中途で集荷を断念し、米の取引を自由化した。翌1967年には再び供出制が再開されたが、米の国内市場価格は騰貴を続け、農民は供出を忌避するようになって

しまっていた。この年、米不足と高米価のため各地で米騒動が頻発し、政府は自らの命運をかけて粃の集荷に乗り出した。まず、米は絶対的に不足しているわけではないので合理的な流通や消費を行えば問題は解決できることを国民に呼びかけ<sup>64)</sup>、農村部の粃米買付所の数を大幅に増やすとともに、個別農家の生産性や余剰米を調査・推計して収穫前に販売契約を結ばせるシステム (siyõunsani) を導入して、供出強制を強化した。これにより農民の「任意の意志」による売却は名目だけのものとなった。こうした供出制度の改革により、さらなる市場価格の騰貴にも関わらず1968/69年度は供出率を上げることができた。しかし、1970/71年度から供出率は再び下落しはじめ、72年から73年にかけては2割を割ってしまう。生産の停滞（人口増加率より低い生産量の増加率）と低い供出価格のため、いかに引き締めようとも農民の離反は防げなかったのである。そこで政府は73/74年度に供出価格を大幅に引き上げるが、期待したほど供出量は増加しなかった。

このような経験から、供出率を上げるのではなく、生産量を増やすことによって供出量を上げるという政策が採られることになった。こうして、高収量品種米の普及活動が始まり、1978/79年度からの第3期に入る。

第3期になると、生産性の上昇により粃の生産量は急増し、農家の余剰粃も増加したので供出率も若干改善され、供出量は大幅に増加した。しかし、供出義務量は総量で定めてあり品種の規定はないので、一般に食味が悪いとされる高収量品種米が供出に回され、上質米は闇市場でのみ出回ることになってしまった。また、輸出量も増加したものの、高収量品種から精米されるビルマ産米の品質の国際市場での評価は低調であった。この結果、公私価格比は第2期にも増して下落し、供出に対する価格インセンティブは完全に失われ、供出制度の維持は農民の「誠意」と政府の「強制」のみによって行われることになった。「誠意」も「強制」も生産量が増加している局面ではある程度の成果をあげることができたが、生産の伸びが再び停滞してくるとしだいに「強制」のみが目立ちはじめ、農民の不満が爆発直前の状態に到ったのが1987年である。この年、政府はとうとう供出制度を放棄し、農産物

取引を全面的に自由化せざるをえなくなった。

結局のところ、ネーウィン政権は闇市場を駆逐することはできなかった。その要因として、極端な低供出価格の他に、供出米を政府自ら精米・貯蔵した配給米だけでは、量的にも質的にも消費者の需要を満たすことができなかったことが挙げられよう。少量の米を動かすにもさまざまな面倒な手続きを必要とするので、地域的あるいは時間的な需給ギャップに迅速に対応できないうえに、「鶏も食べない」と言われるほどのまずい配給米しか供給できなかったのでは、闇市場の跋扈を許してしまうことになるのは当然の帰結であった。

最後に、ウー・ヌ政権期の分析で行った回帰分析をネーウィン政権期(1962/63年度～86/87年度)にも適用してみると、

$$Y_t = 0.237 + 0.130X_t$$

$$(7.68) \quad (2.54) \quad n=25, R^2=0.468, D.W.=1.290, \text{係数は} 1\% \text{有意。}$$

を得る。ウー・ヌ政権期に比べ、供出強制の厳しさにも関わらず、供出価格と自由販売価格(闇価格)との相違に農民はかなり敏感に反応していることがわかる。

### 3. 計画栽培制度

供出制度をいくら強化しても、農民が供出対象外の作物に転作してしまったら、国家は計画どおりに供出制の実効をあげることができない。そこで必然的に政府指定の農作物の作付を強制することが必要となる。これが計画栽培制度である。そしてその強制力の背景には、農地は国家のみがこれを所有するという土地制度がある。農地国有化法は政府(大統領)に作物の作付指定を行う権限を与えている<sup>(65)</sup>が、ウー・ヌ政権期には農民の意志に反して作付強制が行われることはなかった。

実際に作付強制が行われるようになったのは、ネーウィン政権になってか



ら、それも供出制度が確立された1966年から67年にかけてである。まず革命政府は1年生作物を栽培してきた農地(主に米作地を指すものと思われる)に多年生作物を栽培することを禁止し<sup>(66)</sup>、続いて1年生草本であるバナナもこれに準ずるものとして同様の措置をとった<sup>(67)</sup>。私的取引が困難になってきた米に代わって、多年生の木やバナナを水田に栽植する者が増えてきたからである。そしてついには、1967年6月、政府が指定した地域の農民は計画作物(政府が指定した作物)を中央農地委員会の指示どおりに栽培しなければならない、との布告を発した<sup>(68)</sup>。農地国有化法の条文に盛り込まれた計画栽培制度が、14年の歳月を経て施行されることになったのである。また先述のように、期を同じくして革命政府の農地政策と供出政策も明確になってくる。ここに至って、以後20年に亘ってビルマ式社会主義の根幹をなす農地政策の3本柱が確立されたのである。

しかし、この3本柱のすべてが、政府の理想どおりに機能してきたわけではない。何度も改訂されながら供出制度が農民の抵抗や闇商人の活動を一掃できなかったことはすでに述べたが、土地制度も法制どおりに実施されてきたのではないことが追々述べられるであろう。計画栽培制度にしても、政府が多年生作物を禁止すればバナナを植え付けるといったような法制の網の目をくぐった方法で、あるいは行政責任者に直談判するといった実力行使を伴って、農民の抵抗が行われてきた。1978年と87年に、農地は国家の計画どおりに作付されなければならない、という内容の布告<sup>(69)</sup>を発せねばならなかったように、この制度も政府の思惑どおりには実行できなかったことが想像される。とはいうものの、すべての国民に対してこの3制度の実施を迫る方針は、ネーウィン政権期を通じて一貫しており、農民の経済行動もこの3制度を抜きにしては語れないことを再度強調しておこう。

#### 4. 高収量品種米作付計画

既述のように、単収および総生産量の増加率が人口増加率よりも低いという状況下で、農民からの粃徴発量を維持または増量しようという1960年代末から70年代前半にかけての試みが失敗に終わったのち、ネーウィン政権は、生産の絶対量を増やすことによって供出量を増加させ、国内用飯米の確保と米輸出の増進をはかるという方針に転換した。こうした経緯で、1977/78年度から全郡特別高収量米生産計画 (tamyönelöun zabâ ahîü ahwe'tôu simankêin. 英訳Whole Township Special High Yielding Paddy Production Programme, 通称SHY計画)が始まった<sup>(70)</sup>。この計画は、(1)高収量品種(HYV)の種粃を農家に安く供給すること、(2)化学肥料や農薬を安い公定価格で販売すること、(3)農業資金の低利融資を行うこと、(4)農業普及員を巡回させ、正条植え、施肥技術、適期収穫などの指導を行うこと、を主な内容としており、各年度ごとに計画を実施する郡を決め、郡の数を毎年増やしていくという方法によって、最終的には全国にHYVを普及させて、米の増産を達成しようというものである。なかでも、在来品種とIR品種を交配させたHYVの導入と化学肥料の普及は、粃の単収を飛躍的に増加させた<sup>(71)</sup>。エーカーあたり収量は、1962/63年度の31.9バスケット、76/77年度の36.8バスケットから、80/81年度には54.8バスケットに急増し、生産性の増加にともない、総生産量も76/77年度の932万トンから80/81年度には1311万トンと年率8.9%という急激な上昇を記録した。この結果、1978/79年度には供出量がネーウィン政権成立直前のレベルまで回復し、輸出量も70年代初頭のレベルまで回復した。

SHY計画の初期段階における成功は、かつての米輸出大国ビルマの再興を期待させるに十分な成果をあげたといえるが、大幅な増産は長く続かなかった。第9図にみるように、生産量の伸びは1980/81年度には早くも頭打ちになってしまったのである。この頭打ち現象の原因としては、化学肥料の増産効果が薄れてきたことが指摘されている<sup>(72)</sup>が、より重要な要因は灌漑排水施設

の整備の遅れである。灌漑耕地面積は、1975/76年度201万エーカー、8年後の83/84年度204万エーカーと、SHY計画開始後もほとんど増加していない。これに対し、HYVの作付面積はこの間に101万エーカーから551万エーカーに急増している。すなわち、ほとんどのHYVは天水田で栽培されているのである。HYVは在来品種よりも水量の多寡に敏感であるので、天水田での栽培は収穫が不安定で、単収も灌漑田ほどは伸びない。このため、SHY計画が水利条件の良い郡から始まって悪い郡に進んでいくにつれて単収が落ち、全国の総生産量の伸びも頭打ちになってしまったのである。1982/83年度以降は、水の問題のためにHYVの作付面積の増加も停滞してしまった。そもそもこの計画そのものが、灌漑をはじめとした農業資本の整備ではなく、化学肥料の増投や既存の行政組織による技術指導といった比較的金のかからない短期的な増産刺激策に重点を置くものであったので、短期の成功で終わってしまったのは当然の帰結ともいえる。筆者がZ村で調査を行ったのは、このような増産の頭打ち現象の中、非常に厳しい供出強制が実施されていた最中であった。

## 5. Z村における農業政策の展開

以上、独立後の農業政策の要諦、すなわち農業政策3本柱とSHY計画について概観してきた。行論の中で必要な限りにおいてZ村の事例についても言及してきたが、以下さらに詳しく、これらの農業政策がZ村ではどのように執行され、機能してきたのか、そして農民はそれにどのように対応してきたのかについて検証していくことにしよう。

### (1) 農地改革

農地改革の正式名称は、“leyamyei nainnganbain pyùlou'yèi” [農地国有化] である。しかし、村人はこれを“leyamyei weihcânyèi” [農地配分] と呼ぶ。このような呼称の違いからも、農地を国有化したとする政府側と、貰ったと

する農民側の意識の違いがわかる。

Z村農地委員会元委員長ウー・ピュー (12) によると、Z村で農地改革が行われたのは1957年から58年にかけてであるという。1958年にウー・ヌ政権の農地改革は頓挫しているの、Z村での施行は最末期のものである。その傍証として隣村のS村では改革が行われていないことが挙げられる。

まず村では、当時Z村の属していたインセイン県政府の指導の下に、7人の委員が選挙によって選出されて農地委員会 (myeiya komiti) が結成された。この委員会によって農地改革が実施され、農地配分に与った農家には、原則として12エーカーずつ農地が配分された。この12エーカーがZ村の「平均ダドントウン」であることはすでに本章第1節で述べたが、同じ村内でも場所によって土地条件が異なるため、10～14エーカーの範囲はダドントウンと見なされた。ただし、農地といっても水田のみで、菜園は農地改革の対象にならなかった。また、所有規模50エーカー以下の自作農は取用を免除された。取用免除農家数はカイン族農家4戸、ビルマ族農家3戸であったが、ビルマ族の3戸は自作農ではなく実は不在あるいは在村の不耕作地主であり、ビルマ族の自作農はZ村にはいなかった。当時Z村の世帯数は約120世帯で、そのうち農地の配分を受けた世帯は小作農家のみであり、配分農家戸数はウー・ピューの記憶によるとだいたい60世帯前後で、免除農家数と合わせると農地改革によって農地を得た農家数は67世帯前後になる。

第18表は農地改革を実行した農地委員の一覧表である。この表を見てまず第1に気づくことは、委員がすべて小作人であることである。地主の排除は、第2次大戦期に「外国人」不在地主の多くが国外に立ち去ってしまったためと、地主による改革の妨害を未然に防ぐための措置であると思われる。だが、世帯数にして村の半数を占めていた、法的には農地配分に当然与るべき農業労働者は委員に入っていない。このため、彼らの意思は農地委員会の作業に反映されることはなかった。

第2に、小作人1人あたりの経営面積が20～50エーカーと非常に大きい。小作人といっても常時何人かの労働者を雇い、農繁期ともなれば大量の季節

第18表 農地委員会のメンバー（1957年当時）

名 前	役職名	当時の職業	地主の人種	小作面積 (エーカー)	履歴・現況（調査時）
ウー・ピュー (12) <sup>3)</sup>	委員長	小作人	カイン族	30	1957～62村長 62～71 ya-la-ka <sup>2)</sup> 委員長 71～74 村落人民評議会議長 在村
ウー・フモー	書記長	〃	イギリス人	40	死亡（子供は隣村に）
ウー・サンウィン (9)	委 員	〃	チェティア <sup>1)</sup>	30	現村落評人民議会議長
ウー・ネットウン	〃	〃	カイン族	20	死亡（子供はフレンダーに）
ウー・チョーサン	〃	〃	チェティア <sup>1)</sup>	?	在ヤンゴン
ウー・オウンマウン(130)	〃	〃	ドイツ人	50	在村
ウー・オウンティン(106)	〃	〃	チェティア <sup>1)</sup>	30	元村落人民評議会議書記長

(注) 1) イギリス統治時代にマドラス周辺から渡ってきたインド人の金貸しカースト。  
 2) “ya-la-ka” とは, “ywa luyí ahpwè” (村落長老会) の略語。  
 3) 名前のあとの ( ) 内の数字は世帯番号。

(出所) 第7表と同じ。

労働者を雇用していた。農地改革によって1世帯あたりの経営面積が減ったにもかかわらず、小作人しか農地の配分を受けられなかったため農家戸数は増えず、第II章第2節で述べたように、Z村内の多くの水田を他村の農民が耕すことになった。

第3に、委員たちの地主は皆ビルマ族以外の民族である。ウー・ピューの記憶によると、ビルマ族地主は村に1人しかおらず、カイン族の小規模地主を除けば、あとはすべて「外国人」だったそうである。

第4に、委員は逆にビルマ族のみである。当時すでに村内で自作農、小作農、あるいは農業労働者として農業に従事していたカイン族は1人も委員に選ばれず、冷遇されていることがわかる。

第5に、当時の農地委員は農地改革後も村の指導者として中心的役割を担ってきたし、現在もそうである。特にウー・ピューは現在でも村の長老として大きな政治的影響力をもっている。

農地国有化施行法によると、農地配分の優先順位は、(1)小作農家、(2)農地保有面積がダドントゥンに満たない自作農家、(3)常雇あるいは季節ごとに

長期に雇用される農業労働者の世帯、(4)その他の農業労働者世帯、の順になっていることは先述のとおりである。ところが、Z村で実際に農地の配分を受けたのは、第1優先順位の小作農家のみであった。なぜこのようなことになったのであろうか。Z村農地委員会は、農地配分を執行する際に、上記の優先順位条件にさらに、「役牛2頭以上と農具一式を所有し、かつ既婚者である者だけが農地の配分を受けるものとする」という限定条件をつけ加えた。つまり、ダドントゥンがあれば役牛1対を所有して生計が立てられるが、逆にそのダドントゥンを得るためにはまず役牛がいなければならないとしたのである。こうしてまず役牛や農具などを持たない農業労働者((3)と(4))がまず配分から排除された。また、Z村内にビルマ族の自作農はおらず、ダドントゥンに満たない自作農家(2)はカイン族農家が2戸あったのみである。この2戸は資格要件を満たしていたにも関わらず、配分に与れなかった。農地委員会がビルマ族のみで構成されていたことと関係があるように思われる。

農地改革がこのような経緯で行われた結果、村の中に農家と農業労働者世帯が半数ずつ存在するという構造が温存されることになり、現在でもその構造は基本的に変わっていないのである。

## (2) 小作人登録帳

農民の耕作権の他者に対する対抗要件は、政府と作付・供出契約を結ぶことである。この契約の一覧表は村落評議会議長によって管理されている。この表の正式名は「〇〇年度高収量品種米計画(に基づいて)農民各自の栽培する作物ごとの作付指定面積一覧表および契約書」であるが、そのように呼ぶ者は誰ひとりとしておらず、「小作人登録帳」(thizâ hma'pountin)と呼ばれるのが普通である。このように呼ばれるようになった経緯はすでに述べたとおりである。また、農民自身が自己を国家の小作人であると認識していることを、この呼称から窺い知ることができる。

小作人登録帳の記入項目は、農民の名前、父の名前、国民登録番号、水田の番号、保有番号、世帯員数、特別高収量米・普通高収量米・普通米それぞれ

れの作付面積、そしてサインガー（季節雇い）の給料（粳米換算）の計10項目であり、農民1人に対して1行が割り当てられる。この契約登録は1年ごとに更新されるが、何年間にも亘って供出義務を怠ったり営農貸付金を返済しなかったりすると、契約を更新することができない<sup>(73)</sup>。すなわち、経営地を没収されてしまう。

Z村で耕作権の対象となっているのは水田のみである。それは第1に農地改革が行われたのが水田のみであったこと、第2に供出対象作物が粳米のみであること、に起因するものと思われる。

小作人登録帳は事実上土地台帳の役割をする。よってこの台帳を基にZ村の各農家の耕作権保有面積を知ることができる。しかし、そのためには以下の注意が必要である。第1に、登録者の約3分の2は村外の農民であるため、村民と村外者を区別しなければならない。ちなみに1986/87年度の登録者数は222名で、うち村民は73名であった。第2に、ピルマ人の常として本名の他に名前をもっていることがあるので、登録名と通常名乗っている名前が異なることが往々にしてある。第3に、大規模保有農家は名義を世帯構成員の何人かに分散している場合があるので、世帯のアチーアケーの保有する面積がそのまま世帯の耕作権保有面積には必ずしもならない。第4に、休耕している水田がただちに国家に返却されることはなく、数年間は事実上耕作権を保有する農民の支配下に置かれるが、これは小作人登録帳には記載されない。第5に、賃貸や質入れといった違法行為によって耕作権者が移転された水田は、小作人登録帳の名義人と実際の耕作者が異なる。Z村の場合、水田耕作権を賃貸している世帯が1世帯あった。以上のような理由のため、個別の世帯調査が必要になってくるのである。

小作人登録帳に名前を記載された農民には、作付契約の内容、供出義務量および営農貸付金の金額を書いた契約書が、各自1枚ずつ渡される。この契約書には、供出制度のところで説明したように、等級別の水稲作付面積、収穫されるべき等級別の粳米量および種粳等の控除すべき粳米量が併記された上で、供出義務量が記載されている。このことから耕作権と供出義務が一

体となっていることがわかる。すなわち、耕作権の付与、作付強制、強制供出制度の農地・農民管理政策3本柱が、小作人登録帳に一体となって具現化されているのである。執行上は本章および次章で述べるナーレーフムによる例外が見られるものの、基本的にはこれが農民の生産活動を強く規定していることは疑う余地がない。小作人登録帳は、ネーウィン政権の農民支配の村落における橋頭堡となっているのである。

### (3) 高収量品種米 (HYV) の導入

フレッグ郡がSHY計画の対象地域に指定され、Z村で高収量品種米の作付が始まったのは1981/82年度からである。作付する稲は、特別高収量米、普通高収量米および普通米の3ランクに分けられる。前二者は稲の品種としては区別がなく、IR系のHYVであるシュエワートウン (shwewahtûn)、セインタレー (seintalêi)、シュエトウエートウン (shwethwêitûn) などが含まれる。ガチュエー (ngacwê) やポーサンムエー (pohsanhmwê) などビルマの伝統品種は普通米にランクされている。三者の基本的な相違は、その作付にともなう営農貸付金貸付額、化学肥料の配給量および供出義務量である。特別高収量米、普通高収量米および普通米の作付に対する営農貸付金貸付額は1エーカーあたりそれぞれ160チャット<sup>(74)</sup>、120チャット、70チャットであり、化学肥料は、特別高収量米に対しては1エーカーあたり尿素肥料25キログラム、磷酸肥料12.5キログラムおよびカリ肥料6.25キログラムが、普通高収量米に対しては尿素肥料25キログラムのみがそれぞれ安価な公定価格で配給される<sup>(75)</sup>が、普通米には化学肥料の配給はない。すなわち、生産性の高い米への財政的補助が優先される。しかし、供出義務量は特別高収量米に重く、普通高収量米、普通米の順で軽くなっていく。農民には作付品種選択の自由はなく、小作人登録帳を更新する時点で各ランク別の作付面積が行政側から各々の農民に割り当てられることになっている。Z村の1986/87年度の等級別水稻作付面積は、特別高収量品種933エーカー(34.6%)、普通高収量品種1322エーカー(49.0%)、普通品種444エーカー(16.4%)であった。この割当面積がフレッグ



一郡人民評議会から降りてきて、Z村村落人民評議会が個別農民に案分する。それにともなって各農民の供出義務量も決まってくるのである。日本の農村のように減反割当を農家間で融通し合うというような現象はまったくみられない。品種別作付面積が各農民に比例配分され、各農民は国家と直接に契約を結ぶという形で小作人登録帳に登録が行われるのである。こうした割当に関しては、村の行政機関は単なる国家の代理人にすぎない<sup>(76)</sup>。先の数値例のようにダドントゥン（12エーカー）を保有する典型的農家が特別高収量米、普通高収量米、普通米をそれぞれ4エーカー、6エーカー、2エーカー作付することになるのはこうした事情によるものである。

#### (4) 農地行政の実態

ピルマ式社会主義下の農地政策においては、農民に農地の所有権はなく、農地の用益権である「耕作権」のみが与えられ、その耕作権の売却、質入れ、譲渡、貸与、分割、相続など個人的な処分は一切禁じられており、耕作が不可能になったら農地を国家に返却しなければならない、ということはすでに述べた。しかし、実際に耕作権の移転を管理するのは行政の末端機関である村落人民評議会であり、移転の許可権を持つのはその議長である。つまり、小作人登録帳を管理し、その名義人の書換えを国家に代わって執行する権限が議長に、それをチェックする権限が評議員たちに与えられているわけである。議長も評議員たちも自らは農民でもあるため、行政ラインを通じた上からの命令だけでなく、農民の利害も尊重せざるをえない。そこで「村の中だけ」ということで、村役人と村人との妥協によって種々の個人的な耕作権の移転が行われることがある。

例えば、耕作権の処分の場合、建て前とは違って現有耕作権者が次の耕作者を指名するということが村では広く行われており、特に耕作権取得者が農業従事者でありかつ耕作権処分者の子供である場合、議長はこの移転を原則的には承認している。また両者の血縁関係がない場合でも、取得者が農業従事者であるならば大目に見ているようであった。よって実質的には、農地国

有化法の処分禁止条項をすべて脱法することができる。相続や譲渡だけでなく、名義変更にもなって裏で金銭を貰えば売却になり、借金してそれを返却した時点で耕作権を返してもらう裏約束をすれば質入れになる。ただし、金銭をとまなう移転は厳しく取り締まられているようで、金銭の授受は「裏」、すなわち当事者以外にはわからないように行われることになっている。それでも村人は誰が誰から農地を買ったか知っているようであった。また、耕作権の分割は簡単には承認されない。農家としての存立が危うくなるというのがその理由である。以上述べたような違法な農地移転に関しては、議長の人柄や村の伝統、あるいは政治状況によって、黙認されたり取り締まられたりかなりのぶれがあるようである。耕作権の移転については、次章で詳述する。

このような「外」あるいは「上」の行政組織に知られないように行われる、行政の末端での妥協や黙認を「ナーレーフム」(nälehmü)と言ひ、村内である程度制度化されており、耕作権の移転に限らずいろいろな場面で行われている。農業政策との関連で例示するならば、供出用の籾の中に砂や小石を混ぜて水増しすること、困窮世帯の供出量滞納を黙認すること、米の闇販売を上級官庁に通報しないこと、農地を宅地に転用してしまうことなどが挙げられよう。だが、例えば籾米供出の場合、村外から多数の役人が来て供出量や品質のチェックを厳格にするといった政策が採られると、ナーレーフムを行うのは非常に困難になってしまう。ナーレーフムの地域的限界がほぼ村内に限定されているからであろう。

ビルマ人はナーレーフムを“Mutual Understanding”と英訳するが、これよりも日本語の「なあなあでやる」という意味に最も近い。ビルマ式社会主義下での窮屈な国家制度に対する、庶民のささやかではあるが有効な対抗手段である。ただし、当事者間の暗黙の了解であるので当事者の間柄(特に親しいか否か)に強く影響され、また彼らの周囲の人々の承認も必要である。そして、ナーレーフムが裏切られたとしても法的手段に訴えることはできない。そのうえ、村ごとにナーレーフムの内容や範囲が違うといった空間的差異や

時々の政策に左右されやすいといった時間的差異があるため、ナーレーフムは決して安定した「契約」ではない。つまり、ナーレーフムが制度化されているといっても、それを行い得るということが制度化されているだけであって、その内容まで制度化されているわけではない。農民の経済活動はあくまでも国家政策の枠組の中で営まれており、それが個人生活や村落社会の安定に大きな不都合をもたらすときにのみ、ナーレーフムが動員されるのである。我々は、ナーレーフムを含めた「生きている制度」の中で、どのような経済活動が営まれているのかを考察していくことにしよう。

注(1) ビルマ連邦社会主義共和国憲法第18条。

(2) ウー・ヌ (U Nu) の「ウー」(U=ū) は成人男子の名前につける敬称であり、「ネーウィン」といった敬称抜きの表記と整合性をもたせるためには「ヌ」としなければならないが、ウー・ヌに関しては「ウー」をつけた表記が一般化しているのので、従来の用法に準じた。

(3) ビルマ現代史においては、1948年1月から62年3月のクーデターまでを一つの時代区分とするのが普通である。この間、1956年6月から57年2月までバスイーが、58年10月から60年4月までネーウィンが、それぞれ政権を担当した以外は、ウー・ヌが首相を勤めていたので、この時代をウー・ヌ政権期と呼ぶことにする。

(4) 1962年から74年までの、軍事政権である革命評議会が全権を握っていた革命政権期と、74年から88年までの社会主義共和制期に分けられるが、ネーウィンに率いられる、ビルマ式社会主義を唱道する政権であるという基本的性格は一貫して変わっていない。

(5) 1948年法から53年法にいたる経緯と両法の比較については、斎藤一夫「ビルマの土地改革」, 193~208ページ、および、クリムコ、前掲書、40~62ページ、を参照のこと。

(6) 本書では「所有」と「保有」を次のように使い分ける。すなわち、「所有」とは自由に使用・収益・処分できる権利を留保しつつ所持することを言い、他方「保有」とは物を事実上の支配下においている状態でその依拠する諸権利は問わない。この定義によると「保有」は「所有」を包含することになる。

また保有限度については農地国有化法付表1に掲載されており、例えば水田を耕作する自作農の場合、50エーカー以下は収用を免除された。

(7) 農地国有化法にはもちろん収用の際に補償金を支払うことが明記されているが、インド人をはじめとする多くの「外国人」地主が国外に出してしまったため

- や政治的混乱のため、補償金は支払われなかったようである。少なくとも、Z村内に農地を所有していた地主には支払われていない。
- (8) pyidaunzū myanmanainngan tohlanyêi asôyà [ビルマ連邦革命政府], 1954*hkhūni' leyamyei nainnganbain pyūlou'yêi nūbadei* [1954年農地国有化施行法] (yangoun [ヤンゴン]: n. p., n. d.), p. 15, 第59条。
- (9) ここで役牛とは、ビルマ牛の去勢牛および牝牛の水牛の成牛を指す。
- (10) 農地委員会は、農地改革を推進し農地問題を解決するため、農地国有化法に基づいて中央、県および村落区各レベルで組織された。委員は選挙で選ばれた。のち1963年小作法によって再編成された。
- (11) 斎藤照子「ビルマ——ダドントゥン」(小島麗逸・大岩川嫩編『「はかり」と「くらし」——第三世界の度量衡——』アジアを見る眼70, アジア経済研究所, 1986年), 80~81ページ。
- (12) ここでの「ドーン」はすでに述べたように耙を数えるときの助数詞であるが、耙だけでなく、それを引く一対(2頭)の役牛、犁、牛車、そしてそれらを使う労働力などを含む、いわばワンセットの農業技術体系を表す一種の単位として用いられる。したがって、2ドーンになると、これらの生産要素が原則としてすべて2倍になる。
- (13) この数値例は、1989年10月25日に筆者が行った、地稅設定・土地記録局(cêidain hnin myeisayin ūsihtanà) 局長らとの討議を参考に作成した。すなわち、このような計算が行われたのはZ村だけではなく、農地改革の行われたすべての地域で同様の手続きがなされたのである。
- (14) クリムコ, 前掲書, 76ページ。
- (15) 農地国有化法では、第4条において「本法の規定に添わないような、質入れ、売却および他の方法での農地の移転もしくは分割を禁止する」としており、第11条において「農地を小作に出すこともしくは賃貸することを禁止する」と規定している。
- (16) 農地国有化法第9, 10条。
- (17) 農地国有化法第11, 12条。
- (18) 斎藤照子「ビルマの粃米供出……」, 3ページ。
- (19) 農地国有化法第3条および第9, 10, 11, 12条。
- (20) クリムコも、農地国有化法の条文を分析し、1953年の農地国有化法によって「地主から取り上げられた土地は国家の財産にならず、かつての小作人、土地の少ない自作農、または農業労働者の私有財産として譲渡された」と述べている。クリムコ, 前掲書, 61ページ。
- (21) この時期の政争や内乱の状況については、以下を参照のこと。萩原弘明・和田久徳・生田 滋『東南アジア現代史IV ビルマ・タイ』(世界現代史8), 山川出版社, 1973年, 112~130ページ; R. H. Taylor, *The State in Burma*

(London : C. Hurst & Company, 1987), pp. 229-249.

- (22) pyidaunzū myanmanainngan tohlanyēi asōyā bahou myeiyā komiti [ビルマ連邦革命政府・中央農地委員会], *thîzā hcāhtāyēi hn̄in taundhu ledhamā ahkwīnayēi kagwedhī ubadeimyā shīndān* [小作法および農民の権利保護法解説] (yangoun [ヤンゴン]: tohlanyēi asōyā bahou myeiyā komiti [革命政府・中央農地委員会], 1964), p. 2. 以下, この資料を『小作法・農民の権利保護法解説』と略記する。
- (23) ジャブレエフ著/中山一郎訳「現代ビルマの農業問題 (II)」, アジア経済研究所, 1973年, 8~9 ページ。
- (24) pyancāyēihtanā [情報省], *bamā taundhu ledhamā hki'pāun hswēinwēibwē i thamāin asā ōundō hswēinwēibwē* [ビルマ農民の画期的会議としての史上初のオンドー会議] (yangoun [ヤンゴン]: pyancāyēihtanā [情報省], 1964), pp. 80-85.
- (25) pyancāyēihtana [情報省], *bamā taundhu ledhamāgyīmā i hki'pāun hswēinwēibwē hma'tān dūyā hswēinwēibwē* [ビルマ農民の画期的会議の記録——ドゥーヤー会議——] (yangoun [ヤンゴン]: pyancāyēihtanā [情報省], 1963), pp. 25-30.
- (26) pyancāyēihtanā [情報省], *pou'pā hswēinwēibwē* [ポパ会議] (yangoun [ヤンゴン]: sapebeimān pounhnei'tai' [サーペーベイッマン印刷局], 1964), p. 112.
- (27) 「ロウパイングウィン」(lou'paingwin) という言葉は通常官庁用語として使用されており, ある役職の「権限」のことを言う。つまり, 農民が農地に対して“lou'paingwin”があると行った場合, 彼には農地を耕作する「権限」が与えられていることを意味する。この制度の根底にあるのは, 農地は国家が所有し, 官庁である役職に対して特定の権限を与えるように, 実際に耕作する者に農地を耕作する権利を与える, という考え方である。したがって, 本書ではこの「権限」を「耕作権」と訳す。
- (28) *hanthawādi*, 5 Mar. 1964.
- (29) 1965年3月2日, ヤンゴンのチャイカサン広場で行われた, 農民の日記念式典におけるネーウインの演説。myanmā hsousheli' lānzin pati bahoukomiti htanājou' [ビルマ社会主義計画党中央委員会], *myanmā hsousheli' lānzin pati ou'katāgyī i hki'pyāun tohlanyēi thamāinwin mēingōn bāungyou' ahma' 2* [ビルマ社会主義計画党議長の革命史上の画期的演説集第2巻] (yangoun [ヤンゴン]: 1985), p.117.
- (30) 中央農地委員会副委員長ティンソー大佐の演説。ただし, ここでは「耕作権」は“lou'paingwin”ではなく“lou'kaingwin”となっている。*hanthawādi*, 6 Jun. 1965.

- (31) myanmā hsousheli' lānzin pati patisyōunyēi bahoukomiti htanājou' [ビルマ社会主義計画党中央組織委員会], “myeyasani' tohlanyēi” [農地制度改革], in *myanmā hsousheli' lānzin pati i taundhu ledhamā yēiya* [ビルマ社会主義計画党の農民政策], ahma'3 [第3巻] (yangoun [ヤンゴン]: 1967), pp. 265-268. 以下, この資料を『農地制度改革』と略記する。
- (32) *Working People's Dairy*, 8 Jul. 1965付社説。
- (33) 法律用語ではこのような農民を, 「le'shi le'gou' lou'kainneshi = 現在引き続き耕作している」者, とする。『小作法・農民の権利保護法解説』, p. 5.
- (34) 『農地制度改革』, p. 268.
- (35) ビルマの財政年度は, 1973年9月までは10月から翌年の9月までであり, 74年4月からは4月から翌年の3月までとなっている。したがって, 例えば, 1969/70年度とは69年10月から70年9月までであり, 75/76年度とは75年4月から76年3月までである。ただし, 1973/74年度は移行期間で, 73年10月から74年4月までの6カ月である。
- (36) 斎藤照子「ビルマの土地制度」(『国際農林業協力』第2巻第3号, 1979年), 50~51ページ; Steinberg, *op. cit.*, p. 128.
- (37) 1989年10月25日に筆者が行った, 地稅設定・土地記録局局长らとの討議による。
- (38) bahou lounjounyēi hn̄in ou'hcou'yēi komiti bahou leya komiti [中央治安行政委員会中央農地委員会], *bahou leya komiti i hnyuncāje'myā* [中央農地委員会の行政指導集] (n.p.: bahou leya komiti, 1972), p. 131. 以下, この資料を『行政指導集』と略記する。
- (39) 1989年10月25日の地稅設定・土地記録局でのインタビューによる。
- (40) SAMBは米以外にも豆類, 油粕, トウモロコシなどの輸出も行ったが, 重要ではなかった。佐藤二郎『ビルマの米』農林水産業生産性向上会議商品経済叢書第19号, 1962年, 66~67ページ。
- (41) Mya Than and N.Nishizawa, *op. cit.*, pp. 92-93. なお, この方針はネーウイン政権にも踏襲されている。
- (42) 斎藤一夫「ビルマの米穀経済……」, 9ページ。
- (43) myanmā hsousheli' lānzin pati bahoukomati htanājou' [ビルマ社会主義計画党中央委員会], *myanmā zabā sai'pyōu htou'low' yāunhhcāhmū* [ビルマにおける米の生産と流通] (yangoun [ヤンゴン]: 1987), p. 445.
- (44) *Ibid.*, p. 294.
- (45) 斎藤一夫「ビルマの米穀経済……」, 10~11ページ。
- (46) 同上論文, 11ページ。
- (47) Central Statistical and Economics Department, *Statistical Year Book 1961* (Rangoon: 1963), p. 257.

- (48) UBAMBは、その後1964年12月に第1交易公社 (kountweyê kopouyêishîn ahma' thi'。英語名Trade Corporation No.1)、76年4月に農産物交易公社 (leyakâincûn hnîn ûyinhcanmyei htwe' kounpi'si kouthweyêi kopouyêishîn, Agricultural and Farm Produce Trading Corporation, 略称AFPTC)、そして89年4月にはビルマ農産物交易公社 (myammâ leya htwe' kounpi'si yâunweyêi。Myanma Agricultural Produce Trading, 略称MAPT) と改称されてきたが、農産物の取引を行う国家機関であるという性格は不変である。
- (49) *hanthawâdi*, 9 Feb. 1963.
- (50) *Ibid.*, 27 Des. 1963.
- (51) *Ibid.*, 19 Sep. 1964.
- (52) *Ibid.*, 21 Aug. 1965.
- (53) 国家の独占取引品目は、米(粳)、小麦、メイズ、マッペや落花生など豆類8種、胡麻、綿花、カラシナ(油料用)、トウゴマ、ジュート、ゴム、砂糖きび、バージニアタバコ、ケナフ、コーヒー豆の21品目。その後、カラシナやトウゴマは自由化され、タピオカやヒマワリが新たに入るなど若干の変化はあったが、20品目前後の統制が行われてきた。この国家による独占取引は、1987年9月、10月と順次供出対象作物が減って、88年7月に最終的に撤廃されるまで続いた。しかし、撤廃以後も、「誠意の粳」(seidana zabâ)をいう名の強制供出が少量ながら続いている。
- (54) 流通機構の国有化を推進するため、1965年10月19日に交易評議会(kounthweyê kaunsi)が設立されたが、その前日には、いかなる種類の企業や経済機構でも国家が任意に接収できることを定めた「社会主義経済制度確立のための権限委譲法」(sousheli' sibwâyêi sani' tehsau'hmù atwe' lou'paingwinmyâ a'hnândhi ubadei)が制定されている。
- (55) Mya Than and N. Nishizawa, *op. cit.*, p. 102.
- (56) 米取引は国家が独占しているもので、自由市場とは政府公認の市場ではなく闇市場であり、農民はこれを「外部市場」(apyinzêi)と呼ぶ。供出義務を果たした後残った米を自由市場に売ることに関する政府の取締まりの度合いは、その年の収穫量、供出量、配給必要量などに応じて、年ごとに強弱がある。
- (57) 1バスケットは粳米だと約20.8キログラムにあたる容量単位。調査時の1バスケットあたり粳価格は、公定で9.55チャット、闇で25~30チャットであった。チャットについては本章注(74)を参照のこと。
- (58) 斎藤照子は、作付面積(X)および1エーカーあたりの平均収量(Y)と供出義務量(Z)との関係を、

$$Z=0.90X(Y-10)-54, \text{ただし, } X \geq 20$$

と、推計している。これを全微分すると、

$$dZ=0.90XdY+0.90(Y-10)dX$$

が得られ、単収の増加に対しては収穫の増分の9割が供出量の増分に（右辺第1項）なり、作付面積の増加に対しては収穫の増分の9割から9バスケットを控除した量が供出量の増分になる（右辺第2項）ことがわかる。斎藤「ビルマの籾米供出……」, 20ページ。

- (59) 1969/70年度から77/78年度までの8年間に、1エーカーあたり収量の全国平均は33.1バスケットから37.7バスケットとわずかに4.6（年平均増加率1.6%）バスケット増加しただけであったが、79/80年度には45.6バスケット、80/81年度には53.8バスケットと急増し、83/84年度には60.1バスケットに達した。
- (60) いずれも政府が単収に応じて分類した米の区分。特別高収量米、普通高収量米、普通米の順で単収が少なくなる。詳細は本章で後述する。
- (61) ウー・ヌ政権期にも農民からの直接買付けは行われたが、ネーウィン政権期のような供出割当はなかったので、厳密には供出制度はネーウィン政権になってから始まったといえる。しかし、ここでは両期を時系列的に連結させて議論する必要上、ウー・ヌ期の公定買上価格を「供出価格」とした。
- (62) ヤンゴン市場での籾価格は、収穫期の12月半ばから2月にかけてが最も低く、3月から6月にかけて上昇を始め、7月から11月の雨期に最も高くなる。そして、当時の月平均最安値は最高値の90%前後である。農家の庭先価格もこれに準ずる。myanmā hsousheli' lānzin pati bahoukomati htanajou', *myanmā zabā sai'pyōu*……, p. 441.
- (63) 籾の総生産量の年平均増加率は1948/49年度から65/66年度までが2.6%、67/68年度（66/67年度は不作であったため除外）から77/78年度までが1.9%、78/79年度から86/87年度までが4.5%であり、この間の年平均人口増加率はそれぞれ1.8%、2.1%、1.8%である。なお、作付面積は、1962/63年1195万エーカー、86/87年度が1196万エーカーとほとんど変化していないので、ネーウィン政権期の生産量の増加要因は、ひとえに単収の増加に帰することができる。
- (64) 1967年6月18日の政令。 *hanthawādi*, 19 Jun. 1967.
- (65) 農地国有化法第38条。
- (66) 1966年8月23日付の中央農地委員会布告。「行政指導集」, pp. 89-90.
- (67) 1966年12月23日付の中央農地委員会布告。同上書, pp. 95-96.
- (68) 1967年6月8日付の中央農地委員会布告。同上書, pp. 78-79.
- (69) 1978年9月18日付および87年10月6日付の農林省布告。
- (70) この計画の概要については、斎藤照子「ビルマにおける水稻高収量品種の導入……」, 167~191ページ、および高橋「ビルマ——衰退する米輸出からの財政収入——」, 57~66ページ、を参照のこと。
- (71) Khin Win and Kyi Win, *Myanmar's Experience in Rice Improvement, 1830-1985* (Manila : International Rice Research Institute, 1990), p. 7.
- (72) Mya Than, *Growth Pattern of* …… , p. 17.



- (73) この「何年間」を2～3年と言う者もいれば、4～5年と言う者もいる。正確な規定はないようであり、Z村には実際に耕作権を没収された者もないので、単なる脅しにすぎないのではないとも考えられる。
- (74) チャットはビルマの通貨単位で、1981年から1 SDR=8.50847チャットに固定されている。1987年時点で、1チャットは約22円。ただし、閘レートはこの10倍以上。
- (75) 1袋(50キログラム)あたりの公定価格は、尿素18チャット、燐酸60チャット、カリ35チャットで、Z村近辺における市場(閘)価格はそれぞれ65チャット、130チャット、65チャットである。調査時の1バスケット(20.8キログラム)あたりの供出粗価は9.55チャット、自由販売(閘)粗価は30チャット前後であったので、米肥価格比を計算すると以下を得る。

	公定粗価 公定肥料価格	自由販売粗価 閘肥料価格
尿素肥料	1.28	1.11
燐酸肥料	0.38	0.56
カリ肥料	0.66	1.11

上記より、公定価格での米肥価格比が閘価格の場合より農民にとって有利であるのは尿素肥料だけであることがわかる。その理由は、野菜作へ投入するために尿素に対する選好が特に強いので、尿素の公定価格と閘価格の開きが他の肥料よりも大きいからである。

- (76) 粳米の供出がいわゆる「村請け」にならない理由は、村の自治機能と国家の農業・農民政策との関連で考えなければならない問題であるが、本書ではこれについて十分に議論を展開するだけの用意がない。だが少なくとも、国家が、農家でも村でもなく、農民個人を直接支配することが供出量を極大化する手段である、とネーウィン政権が考えていたことは確実であろう。